

日本一子どもを産み育てやすい まちを目指して

こども局保育幼稚園課
学校教育課学校給食課

幼児教育・保育の無償化

■ 補正予算の概要

本年10月1日開始予定の幼児教育・保育の無償化のため、必要な予算措置を行います。

1 無償化の概要

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ・ 3歳～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化
- ・ 0歳～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
- ・ 通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもは、副食費を免除

(2) 幼稚園の預かり保育

- ・ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、預かり保育においても利用実態に応じて月額11,300円までの範囲で無償化

(3) 認可外保育施設等*

- ・ 3歳～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額37,000円）までの利用料を無償化
- ・ 0歳～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額42,000円までの利用料を無償化

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

2 無償化影響人数、金額および費用負担

- ・ 無償化影響人数：延べ2,600人
- ・ 無償化影響金額：約2億560万円
- ※ 影響金額は、令和元年10月から3月までの6か月分である。
- ※ 保育料の歳入予算減額や、保護者・施設へ給付するための歳出予算増額などに分かれるため、補正予算計上額とは異なる。
- ・ 費用負担：全額国費（令和元年度は地方消費税増収分がわずかであることから）

3 加須市独自に副食費多子軽減判定を拡大

無償化の対象外である副食費は、第3子以降の子どもが国の制度で免除されます。ただし、多子の数え方が幼稚園と保育所で異なり、幼稚園は小学校3年生までの兄弟から数え、保育所は小学校就学前の兄弟から数えます。

加須市では、その範囲を拡大し、幼稚園と同じく小学校3年生から数えて第3子以降の副食費について、月額4,500円を上限に補助します。

- ・ 市独自軽減対象想定人数：40人
- ・ 市独自軽減対象想定金額：108万円（令和元年度6か月分）

■ 補正予算額

【歳入予算 56,016千円】

・ 幼稚園保育料	▲21,969千円
・ 保育所保育料	▲102,937千円
・ 子ども・子育て臨時交付金	76,103千円
・ 国庫負担金・補助金合計	65,929千円
・ 県負担金・補助金合計	34,753千円
・ 幼稚園副食費	▲2,640千円
・ 保育所副食費	6,777千円

【歳出予算 49,696千円】

・ 民間認定こども園・幼稚園等給付費支給事業	24,877千円
・ 教育・保育に係る教材費等補助事業	1,890千円
・ 民間保育所運営委託事業	▲16,470千円
・ 子育てのための施設等利用費給付事業	53,676千円
・ 民間幼稚園就園奨励事業	▲14,277千円

幼児教育・保育無償化 関連条例の一部改正

■ 条例制定の背景

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化を10月から実施することを決定しました。

これに伴い、当市の関係条例の一部を改正するとともに、加須市独自の支援を盛り込むものです。

■ 改正する条例と主な改正内容

- 加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(改正の主な内容)

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳児クラス以上の子どもの給食費(主食費・副食費)を徴収できるように改正します(世帯所得軽減、多子軽減も規定)。

【加須市独自の支援】

国は、保育所を利用する子どもの副食費の多子軽減は、市民税所得割合算額が57,700円以上の世帯の小学校就学前子どもで第3子以降の副食費を無償としていますが、加須市では、その範囲を拡大し、幼稚園と同じく小学校3年生から数えて第3子以降の副食費について、月額4,500円を上限に補助します。

- 加須市小学校就学前子どもの教育・保育の認定に関する条例の一部を改正する条例

(改正の主な内容)

子ども子育て支援法の一部改正を受け、子育てのための施設等利用給付に係る小学校就学前子どもの区分(新制度未移行幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設、一時保育、病児保育、ファミリーサポートセンター事業を利用する児童の区分)を設定します。

- 加須市小学校就学前子どもの教育・保育に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(改正の主な内容)

子ども・子育て支援法の一部改正を受け、条例の改正を行い、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳児クラス以上の子どもの保育料を無料とします。

■ 条例の施行日

令和元年10月1日